

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月17日から同年11月26日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者・A氏における資格取得日に係る記録を同年9月17日に、資格喪失日に係る記録を同年11月26日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月17日から同年11月26日まで
(船舶所有者・B氏)
② 昭和32年11月30日から同年12月20日まで
(船舶所有者・C事業所)
③ 昭和33年12月2日から34年3月25日まで
(船舶所有者・D氏)
④ 昭和36年2月27日から同年3月10日まで
(船舶所有者・E社)
⑤ 昭和46年3月17日から同年4月12日まで
(船舶所有者・F社)

船員保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に記載があり、乗船していたのは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により確認できる雇入れ、雇止めの記録から判断すると、申立人は、船舶借入人・B氏に雇入れられ、船舶GにおいてH職として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、船員手帳に記載されているB氏を申立事業所としているところ、船員手帳に記載のある船長の船員保険の加入記録は、同氏の兄

である船舶所有者・A氏において昭和32年9月2日から同年11月30日までとなっている上、同期間に加入記録が有る乗組員に照会したところ、「当時、B氏の船が遭難事故に遭ったため、一度だけA氏の所有船・船舶Gで操業した。遭難した船に乗っていたのは13、14人で、このうちの10人が船舶Gに乗った。」との回答を得ていることから、本来であれば船舶所有者・B氏で加入すべきところ、貸主の船舶所有者・A氏において加入させたものと推測できる。

さらに、船舶所有者・A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、上記の期間には船長を含む12人の被保険者が確認でき、このうち10人は申立期間前の昭和32年5月1日から同年7月29日まで、船舶所有者・B氏において被保険者となっており、10人のうち船長を含む9人は、申立期間後の33年4月20日から同年7月30日まで、再度、船舶所有者・B氏において被保険者となっているところ、当該船舶所有者・B氏に係る船員保険の期間には、いずれも「H職」を含む14人の被保険者が確認できるが、申立期間に係る船舶所有者・A氏の被保険者名簿には「H職」が記載されていない。このことについて、当時の乗組基準をI運輸局に照会したところ、「船舶法による漁船の乗組基準では「H職」の乗船が定められている。」との回答を得ており、被保険者名簿に申立人の名前は無いものの、船員手帳の記載どおりに乗船していたと考えるのが自然である。

これらのことから判断すると、船舶所有者・B氏は、雇い入れた乗組員についてほぼ全員を船員保険に加入させていたものと推認できる。

加えて、船舶所有者・A氏は既に死亡していることから、親族に照会したところ、「資料は保存していないが、当時の船員保険は漁ごとに加入し、保険料は終漁後の清算時に給与から引いていたと思われる。」との回答を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に当該船舶に乗船し、船長らと同様に船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の船舶所有者・B氏におけるH職とJ職の標準報酬月額が同額であることから、船舶所有者・A氏における申立期間のJ職と同額の1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の親族は資料が無いため不明である旨回答しているものの、申立期間の船舶所有者・A氏に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る

届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 船舶所有者・C事業所に係る申立期間②について、船員保険被保険者名簿によると、申立期間の昭和 32 年に船員保険の資格を取得し、申立人の船員手帳に記載されている船舶K（船長・L氏）に乗船していたと思われる者は 19 人確認できるが、所在が判明し、回答が得られた 1 人は、「船員手帳も無く、自分が船舶Kに乗ったかどうか、申立人が乗っていたかどうかは分からない。船員保険がどのように掛けられていたかも分からない。」と供述している。

また、C事業所は昭和 55 年に解散しており、当時の役員の所在も不明のため、申立人の船員保険料の控除の状況について確認することができない。

- 3 船舶所有者・D氏に係る申立期間③について、船員保険被保険者名簿によると、申立期間の昭和 33 年 12 月 2 日に同所有者において船員保険の被保険者資格を取得した者は、申立人の船員手帳に記載されている船長を含め 23 人確認できる。このうち、所在が判明した乗組員 3 人に照会したところ 2 人から回答があり、このうち 1 人からは、「私の船員手帳の記載では、乗船していた船は船舶M。申立人が乗っていたか、H職が誰か、船員保険がどのように掛けられていたかは分からない。」、また、職名がH職となっている乗組員からは、「私は船舶Nに乗っていた。H職は私一人で、途中で代わったことはない。」との回答を得ている。

さらに、船舶所有者・D氏は、その後法人化されたが、昭和 50 年に解散しており、当時の役員の所在も不明のため、申立人の船員保険料の控除の状況について確認することができない。

- 4 船舶所有者・E社に係る申立期間④について、船員保険被保険者名簿によると、資格取得日が申立人と同じ昭和 36 年 3 月 10 日の被保険者が 15 人確認できる。このうち、所在が判明した 5 人に照会したところ、船員手帳を所有する 3 人から、「船員手帳の雇入日は昭和 36 年 2 月 27 日となっている。手帳の記録と船員保険の資格取得日がなぜ違うかは不明。」との回答を得ており、当該船員手帳の記録及び船員保険の記録は申立人と同様となっている。

また、E社に照会したところ、「当時の担当者は死亡し、資料も保存していない。現在は漁期に合わせて雇用し、船員保険に加入させているが、当時の状況は不明。」との回答を得ており、申立人の船員保険料控除について確認することができない。

- 5 船舶所有者・F社に係る申立期間⑤について、申立人の船員手帳に記載されている船舶Oの船長の船員保険加入記録は、当該期間においては、F社P漁業部での加入となっており、かつ、昭和 44 年 12 月の資格取得から約 20 年間、同社P漁業部において継続して加入していることが確認できる

が、当時の状況を照会したところ、「申立人は船舶〇に乗っていたかどうかは忘れてしまった。当時の船員保険の担当者も覚えておらず、保険の加入については分からない。」との回答を得ている。

また、F社P漁業部に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間に加入記録が有る被保険者は197人確認できるが、申立人が乗船した船舶〇以外の船に乗っていた者を除く83人のうち、申立期間前後の6か月以内に資格取得している者7人に照会したところ、申立人を知る者はおらず、船員保険の加入状況が分かる者もない。

さらに、申立期間には船員保険の加入記録は無いものの、申立期間の直前に1か月のみ当該事業所において船員保険の加入記録が有る乗組員に照会したところ、「会社の指示で地区Qから地区Pに来て1か月だけP漁業部の船に乗った。突発的に乗船した乗組員の船員保険がどのように掛けられていたかは分からない。」との回答を得ている。

加えて、船舶所有者・F社は、昭和63年に破産宣告を受けており、当時の役員の所在も不明のため、申立人の船員保険料の控除の状況について確認することができない。

- 6 このほか、申立人の申立期間②、③、④及び⑤における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 15 万円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 120 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 12 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 120 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 12 万円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、120 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 80 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 8 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 80 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（8 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 8 万円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、80 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 4,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 2 万 4,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、24 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 70 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 7 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 70 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（7 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 7 万円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、70 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 4 万 1,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 4 万 1,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、41 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 45 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 4 万 5,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 45 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 4 万 5,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 3 万 6,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 3 万 6,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、36 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 37 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 3 万 7,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 37 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 3 万 7,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、37 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果13万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万3,000円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1万3,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を1万3,000円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月18日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 31 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 3 万 1,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を 31 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 3 万 1,000 円として誤って届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 19 年 12 月 18 日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、31 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付

であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月26日から5年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月1日から6年2月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月26日から5年4月1日まで
② 平成5年8月1日から6年2月26日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間①の加入記録が無い旨の回答を受け、申立期間②の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬額と違っていた。

申立期間①については、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

また、申立期間②については、年金事務所の記録では、標準報酬月額が10万4,000円となっているが、その期間だけ給与が下がった記憶が無い。

申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、同社における離職日は平成4年12月25日となっており、厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、オンライン記録上、申立人と同日にA社において被保険者資格を喪失した者が4人確認でき、当該同僚全員の雇用保険の加入記録も申立人と同様に、離職日が平成4年12月25日となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時の勤務状況について、「冬期間は10日か

1週間に1回程度仕事に行き、毎日出勤していたわけではない。」と供述しているところ、複数の同僚からも、「自分は臨時社員だったので冬期間は社会保険を切られた。申立人は、冬期間は出て来ていない。」、「申立人は、冬期間は忙しい時だけ来ていた。」、「申立人は、冬期間は毎日ではなく、二日に一度くらい来ていたと思う。」との供述を得ている。

加えて、厚生年金保険の加入状況等についてA社に照会したところ、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書以外の資料は無く、被保険者資格喪失後は雇用していないと思う。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る標準報酬月額、オンライン記録では、平成5年8月の随時改定において10万4,000円とされており、事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、同年8月の月額変更により標準報酬月額が10万4,000円となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の給与について、減額されているのは不自然であると主張し、7月、8月及び9月の給料明細書を提出しているものの、当該給料明細書の年度が不明であり、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することはできない。

さらに、事業所の現在の担当者は、「標準報酬決定通知書以外の資料は無く不明である。」と回答しており、申立期間当時の担当者からは、「資料は無く不明だが、実際に給料が下がったのではないか。」との供述を得ている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間について、実際に給料として受領していた金額と標準報酬月額に相違があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、32万円から44万円の報酬を受け、厚生年金保険料として平成14年7月から15年3月までの期間は各月1万7,350円、同年4月から同年6月までの期間は各月1万3,580円を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、当該期間に控除されている保険料は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（20万円）に相当する保険料額と一致する。

また、A社の大部分の被保険者が、申立期間の平成14年7月1日の随時改定により標準報酬等級が3等級から10等級下がっていることが確認できることから、複数の者に照会したところ、当該随時改定により標準報酬等級が8等級下がった者は、「平成14年7月から標準報酬月額が引き下げられたことについて、詳細ははっきり覚えていないが、給与明細上、基本給と手当の額は変わるが総支給額に変わりはないとの説明があったと記憶している。」、同じく標準報酬等級が10等級下がった複数の者は、「標準報酬月額が下がった時も、総支給額は以前と変わらない金額であった。」と供述していることから、当時の事業主は、従業員の給与支給項目の金額を変更し、当該随時改定により従業員の標準報酬月額を変更したことが推認される。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため元事業主に照会したところ、「従業員の標準報酬月額をどのように算定して届けていたか記憶は無い。また、当時の保険料控除を確認できる資料等も無

い。」との回答を得ている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

申立期間にA社の役員として勤務し、手取りで35万円の報酬を受けていたが、厚生年金保険の記録は、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されている。

給与明細書等の当時の給与支給額を確認できる資料は無いが、申立期間について実際に受け取っていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の役員に就任し、手取りで35万円の報酬があったとしているところ、同社から提供された申立人の人事発令簿によると、「昭和48年10月8日付、系列企業・B社主管を命ずる。」とされおり、A社及びB社(現在は、C社)の商業登記簿において申立人の役員就任に関する登記は見当たらない。

また、A社が保管する申立人の給与表によると、昭和48年の報酬月額は11万1,400円、49年の報酬月額は14万5,100円と記録されており、当該報酬月額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間当時、A社において給与及び社会保険事務を担当していた者は、「B社の社員は、就業規則や賃金規則等、全てA社の社員と同一の取扱いであったため、社会保険の諸手続はA社で行っていた。厚生年金保険の標準報酬月額の届出も正しく作成し、社会保険事務所(当時)に届出していた。」供述している。

加えて、申立人は、A社退職時の昭和50年7月1日に厚生年金保険第四種被保険者の資格を取得しているが、当該被保険者の標準報酬月額は、厚生年

金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額によるものとされているところ、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時の標準報酬月額及び厚生年金保険第四種被保険者原票の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも14万2,000円と確認できることから、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者の資格取得時に当該標準報酬月額を確認の上、申請を行ったものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年5月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が前後の期間よりも低いことが判明した。

自分は申立事業所の代表取締役であり、社員よりも給与が低いことはあり得ず、ずっと最高額であったはずなので、申立期間の標準報酬月額を当時の最高額である3万6,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿やオンライン記録により確認でき、業務執行に責任を負う立場にあったと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、申立期間に係る標準報酬月額は、その前後の期間より低額となっているものの、遡って訂正されるなど不合理な処理が行われた形跡は見られない。

さらに、A社では、当時の関係書類を保管しておらず、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 22 日から 39 年 6 月 1 日まで

A社で工事現場のB職やC職として勤務していた申立期間当時の給与は月額3万5,000円で、昭和39年6月から退社するまでは3万6,000円であり、自分と同じ現場のB職やC職をしていた同僚と大体同じ給与であったと思う。

給与明細書等の当時の給与支給額を確認できる資料は無いが、申立期間について実際に受け取っていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録では、A社（現在は、D社）が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年6月22日の資格取得時、同年10月1日及び38年10月1日の定時決定において、それぞれ2万6,000円とされている。

申立人は、申立期間の給与について、3万5,000円であったと主張しているところ、申立人が名前を挙げた同職種の複数の同僚は、オンライン記録によると、申立人が主張する報酬月額とほぼ同額の標準報酬月額であり、当該同僚のうち一人は、「申立期間当時の標準報酬月額は、A社で実際にもらっていた給与に見合っていると思う。」と供述している。

しかし、上述の同僚は、申立人よりも7～9歳年上であることから、職種が同じ者であっても報酬月額に差が生じることは不自然ではないと推測できる。

また、D社の事業主は、「古くからいる役員に確認したところ、申立人は間違いなく在籍していたが、当時の資料が無いため、給与や厚生年金保険料

の控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の経営者及び事務員は全て死亡しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡及訂正された形跡も認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 473 (事案 428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 10 日まで
② 昭和 45 年 12 月 2 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間について、一度申し立てたものの、年金記録の訂正は必要でないとされたが、弟妹の連絡先を新たな情報として提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の事業所を退職後、脱退手当金の請求手続を行ったと述べており、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「脱退」の表示が記されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、新たな情報として提出された弟及び妹に照会したところ、当時一緒に住んでいたものの、申立人がA社を退職後に、脱退手当金の請求手続をしたことは知らず、申立人が地区Bに転居した後に、社会保険事務所(当時)から郵便物が届いていたかどうかは不明、との回答を得ている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。